

児童福祉施設等施設長殿

新庄市子育て推進課長

新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

日頃より児童福祉施設等において感染症対策を講じていただいているところと存じますが、この度の「新型コロナウイルス感染症」につきましては、改めて、貴職下職員に周知するとともに、ご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合

- (1) 児童について、家庭環境や動静を把握した上で感染が疑われる場合、保護者は速やかに保健所に連絡し、指示を受けた上で医療機関を受診すること。合わせて保育所等に連絡すること。
- (2) 保育所等では、速やかに市子育て推進課に連絡すること。職員等についても同様の対応をとること。また、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改定版）を確認し、嘱託医等へ連絡し指導、助言を仰ぐ。
- (3) 登園している児童の場合、保護者に連絡し帰宅するまで別室で待機するなど、可能な限り感染を防ぐ対応をとること。
- (4) 上記の内容及び配慮事項等について、保護者に周知を図ること。

2. その他

- (1) 過剰に心配することなく、季節性インフルザと同様に感染症予防（手洗い・うがい・アルコール製剤等による手指消毒、マスクの着用等）に努めること。
  - (2) 可能な範囲で児童の家族を含め「中国から帰国」等、情報収集に努めること。
  - (3) 別添「第2回新型コロナウイルス感染症対策会議の資料について（写）」及び関連文書「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について（令和2年1月29日付）」を参照すること。
- \*今後も状況の変化を踏まえて、必要に応じて通知をする予定であり、迅速に対応すること。

【 感染が疑われる場合 】  
最上保健所 地域保健福祉課  
TEL : 0233-29-1268  
【 お問い合わせ 】  
新庄市子育て推進課 保育推進室  
TEL : 0233-22-2111（内線 561）  
FAX : 0233-23-2469